

# 記載例(新様式)

●窓口または夜間窓口などへ提出する日を記入してください。

●住民票に記載されている住所を記入してください。

●離婚届と同時に、転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。

ただし、休日・夜間窓口に出す場合は、住民異動届の受付はできません。そのため、住所は、住民票に記載されている住所を記入していただき、後日、住民異動届をご提出ください。

●二人の話し合いによる離婚は「協議離婚」に☑

●婚姻時に氏が変わった方が旧姓に戻る場合のみ記入してください。

●婚姻前の戸籍に戻る場合⇒☑もとの戸籍にもどる

●新しく旧姓で戸籍をつくる⇒☑新しい戸籍をつくる

●婚姻時に氏が変わった方が、現在の氏を使用する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。(別紙参照)

## 離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

愛媛県松山市 長 殿

(1) 氏名	夫 マツヤマ タロウ	妻 マツヤマ ハナコ
生年月日	平成5年1月1日	平成6年4月1日
住所	松山市二番町4丁目7番地2	松山市北斎院町712番地
本籍	松山市二番町4丁目7番地2番	
父母及び養父母の氏名	夫の父 松山 一 母 マツ	妻の父 愛媛 一郎 母 山田 久子
続柄	長男	二女
養父母の氏名	養父 松山 子規 養母 みかん	養父 養母
続柄	養子	養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	フリガナ 松山 二郎 父(夫)が親権を行う子 フリガナ 松山 三郎 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
協賛離婚の場合の注	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。	

**記入の注意**  
 1 台帳  
 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区)の住民である場合は、そのほかに必要なもの

●未成年の子がいる場合  
 ・未成年の子の氏名欄  
 ⇒いずれかの欄に、子の氏名(フルネーム)を記入してください。  
 ・(協議離婚の場合)親権者の定めについて真意に基づいて合意したか  
 ⇒親権者の定めについて真意に基づいて合意したら、チェック☑

昼間繋がりの電話番号を記入してください。  
 連絡先 夫電話 089-948-6344  
 妻電話 090-0000-0000

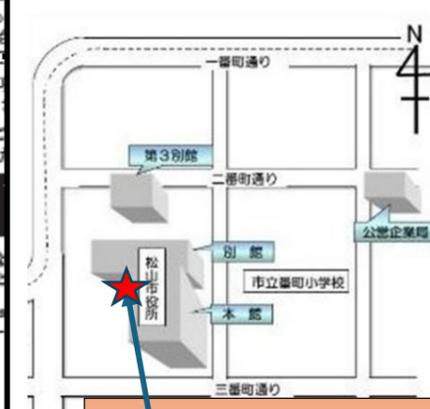
(6) 同居の期間	平成30年5月から	令和8年3月まで
(7) 別居する前の住所	松山市二番町4丁目7番地2 番地番号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業または農業その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしていない者のいる世帯 <small>(国勢調査の年...)</small> ↓国勢調査の年のみ記入してください。↓ <small>(だけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業 営業職又は04	妻の職業 無職又は00
(10) 署名(捺印は任意)	夫 松山 太郎 印	妻 松山 花子 印
証人(協議離婚のときだけ必要です)	署名(捺印は任意) 松山 一 印	山田 久子 印
生年月日	昭和35年5月3日	昭和37年6月6日
住所	松山市三津3丁目2番30号	松山市鷹子町812番地
本籍	松山市三津3丁目2番 番地番	松山市鷹子町812番地1 番地番

署名は必ず本人が自署してください。(捺印は任意)

●協議離婚(話し合いによる離婚)の場合は、成人2名の証人が必要です。ただし、裁判による離婚の場合は必要ありません。  
 ●必ず、証人が署名してください。(捺印は任意)

●面会交流・養育費の分担についてチェックしてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。  
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。  
 未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 離婚後の子育ての分担について  
取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。  
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
 親子交流について  
取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。  
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 養育費の分担について  
取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。  
 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を支払うこと(例えば、アルバイト等による収入がある教育費、医療費など、諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合)



★時間外受付について★  
 ※閉庁時に届出される方は、夜間窓口へお越しください。  
 ※毎週木曜日は19:00まで  
 毎月第2土曜日は8:30~17:00まで本館1階市民課での受付が可能です。

夜間窓口は地下1階です。本館と別館の間にある階段を降りてください。